

「魅力ある温泉地づくり」について

1. 関係法令（抜粋）

温泉法

（地域の指定）

第二十五条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設（温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。）の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

（改善の指示）

第二十六条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理办法の改善に関し必要な指示をすることができる。

温泉法施行規則

（公示）

第十六条 環境大臣は、法第二十五条に規定する地域を指定したときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。公示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

2. 「国民保養温泉地」について

- 1952（昭和 27）年 「国民保養温泉地」制度発足
- 1954（昭和 29）年 青森県酸ヶ湯、栃木県日光湯元、群馬県四万の 3 温泉地を
国民保養温泉地第 1 号に指定。
- 1959（昭和 34）年 施設整備に対する国庫補助制度創設
- 1981（昭和 56）年 「国民保健温泉地」整備事業（国庫補助）開始
(温泉の有する保健的効能を積極的に活用)
(～平成 7 年度)
- 1993（平成 5）年 「ふれあい・やすらぎ温泉地」整備（国庫補助）開始
(自然環境を積極的に活用した温泉地の育成)
(～平成 16 年度)

* 施設整備補助事業における主な対象施設

温泉センター、温泉プール、自然観察施設、運動施設、園地、遊歩道 他

国民保養温泉地数 = 91 カ所（平成 18 年 9 月 1 日現在）

平成17年度国民保養温泉地における温泉の利用に関する 検討調査報告書（抜粋）

○国民保養温泉地の選定に関する新基準試案

1. はじめに

国民保養温泉地における温泉の利用に関する検討調査を、平成15年度から3年度にわたり実施してきた。過去2年度においても種々の調査を実施し、報告書としてまとめている。今年度は最終年度となるために、過去2年間に得られた知見に加え今年度の調査結果を踏まえて、検討会を3回実施した。

この検討会では、国民保養温泉地の実態ならびに現行の国民保養温泉地選定に関する基準「指定温泉地選定標準」に関する問題点、及び基準改定に関する具体的な内容等が議論された。

本稿においては、現行の国民保養温泉地選定基準である「指定温泉地選定標準」と改正点を整理して、最後に国民保養温泉地の選定に関する新基準をまとめるものとする。

2. 現行の国民保養温泉地選定基準と改正点

1) 現行の国民保養温泉地選定基準

まず、現行の国民保養温泉地の選定基準である「指定温泉地選定標準」を下記に示す。

第1 温泉の効能、ゆう出量及び温度に関する条件

- ①泉効が顯著であること。
- ②ゆう出量が豊富であること。
- ③利用上適当な温度を有すること。

第2 温泉地の環境に関する条件。

- ①環境衛生的条件が良好であること。
- ②附近一帯の景観が佳良であること。
- ③温泉気候学的に休養地として適していること。
- ④適切な医療施設及び休養施設を有するか又は将来施設し得ること。
- ⑤医学的立場から適正な温泉利用、健康管理について指導を行う顧問医が設置されていること。
- ⑥交通が比較的便利であるか又は便利になる可能性のあること。
- ⑦災害に対し安全であること。

2) 検討会における議論と主な改正点

検討会においては、現行の国民保養温泉地の選定基準である「指定温泉地選定標準」の各項目は、漠然としているものが多い点が指摘された。また、昭和29年の指定開始

当時には重要項目であったものが半世紀経過した現代社会において、その項目を設定する必要性が失われたものもあると指摘された。さらに、現代社会において追加する必要性のある項目があることが指摘された。

以下、検討会で議論の上まとめられた国民保養温泉地の選定基準について指定温泉地選定標準に対する主な変更点と追加項目について示す。

第1の「温泉の効能、ゆう出量及び温度に関する条件」は、「温泉の泉質及び湧出量に関する条件」に改定し、泉質と湧出量の2項目の要件にそれぞれ具体的な基準を定める。また、温度に関する要件を廃止する。

第2の「温泉地の環境に関する条件」については、7項目の要件のうち交通に関する要件を廃止する。また、6項目の要件に関しては一部修正し、それぞれ具体的な基準を定める。

第3の条件として「継続条件」として①温泉状況調査報告事項、②地方自治体と温泉事業者等の協議に関する事項、③指定取り消しに関する事項、の3項目の要件を追加し、それぞれ具体的な基準を定める。

3. 国民保養温泉地の選定に関する新基準試案

最後に、過去3年分の調査の知見等を踏まえて、国民保養温泉地の選定に関する新基準の試案をまとめることにする。

国民保養温泉地の選定に関する新基準試案

第1 温泉の泉質及び湧出量に関する条件

- ①利用源泉が療養泉であること。利用場所において療養泉の規定を満たす施設が存在すること。
- ②湧出量は各温泉地において宿泊定員ベースで1人あたり0.5リットル/分以上あること。

第2 温泉地の環境に関する条件

- ①環境衛生的条件が良好であること。
 - i 源泉、貯湯槽、分湯槽、中繼槽、送(引)湯路線については、雨水や汚染された浅層地下水等が混入しないような配慮がなされていること。
 - ii 浴槽については厚生労働省の通知を遵守すると共に、特に貯湯槽、パイプライン、浴槽及びその周辺については清掃を行って、温泉水を衛生的に良好に保つような配慮を行っていること。
- ②指定地域の景観が佳良であること。
 - i 自然景観とまちなみが調和していること。
 - ii 歴史や自然への配慮がされていること。
 - iii 煩雜な要素の除去が実施されていること。

- ③温泉気候学的に保養地または休養地として適していること。
- ④医療施設と適切な連携を図ること及び休養施設を有すること。
- ⑤医学的立場から適正な温泉利用、健康管理について指導を行う顧問医の設置、並びに入浴方法等の指導が出来る人材が常駐していること。

(上記の人材は医師・ヘルスケアトレーナー・温泉利用指導者・温泉入浴指導員等の他、各地で研修を実施して独自に認定するものであっても構わない)

- ⑥災害に対し安全であること。

- i 危険箇所に対する防護措置がなされていること。
- ii 危機管理体制が確立していること。

第3 継続条件

- ①温泉資源並びに温泉利用施設、温泉地の環境等の状況を調査して報告すること。

調査の実施主体は指定地域所在の地方自治体とし、下記 i ・ ii ・ iii の調査を実施して5年分の記録をまとめ、都道府県を通じて国に報告すること。

- i 下記の項目に関しては、毎年実施して記録すること。

- 1) 資源：利用源泉の泉温、湧出量（揚湯量、ポンプの種類、位置、容量、等）、水位（静水位、動水位）。
- 2) 施設：宿泊施設数、宿泊定員数、宿泊客数、日帰り温泉施設数、施設利用者数、各施設における浴槽数と種別、それぞれの浴槽の表面積と容積。
- 3) 第2 温泉地の環境に関する条件①における環境衛生的条件を満たす具体的配慮に関する内容。
- 4) 第2 温泉地の環境に関する条件⑤における顧問医並びに入浴方法等の指導が出来る人材の年間活動に関する内容。
- 5) 第3 継続条件②における運営連絡協議会の年間活動に関する内容。

- ii 下記の項目に関しては、5年毎に実施して記録すること。

- 1) 指定地域内の運動施設、苑地、散策路、集会施設等の状況に関する内容。
- 2) 第2 温泉地の環境に関する条件②における指定地域の景観の状況に関する内容。
- 3) 第2 温泉地の環境に関する条件⑥における防護措置並びに危機管理体制に関する内容。

- iii 下記の項目に関しては、少なくとも10年毎に実施して記録すること。

- 1) 温泉の化学成分（利用源泉に関する温泉分析）。なお5年毎の報告に際して直近の分析から10年に満たない場合は、直近の分析書を添付するものとする。
- 2) 指定温泉地所在市町村、指定温泉地の施設管理者等は、運営連絡協議会を組織して温泉地のあり方等について協議しなければならない。
- 3) 改善命令と指定の取り消し。

- i 指定された地域において、上記に記した第1・第2・第3の条件の全部または

一部を満たさなくなった場合、環境大臣は都道府県に対して改善命令を出すことができる。

- ii 第3 繼続条件①における報告が虚偽であった場合、または報告がなされなかつた場合、環境大臣は都道府県に対して改善命令を出すことができる。
- iii 環境大臣は、改善命令による改善が図られなかつた場合、指定地域を取り消すことができる。取り消しに際しては広く意見を聞いて対応するものとする。